

「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」
に関する意見募集の結果について

令和 6 年●月●日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会では、令和 6 年 8 月 29 日（木）から令和 6 年 9 月 27 日（金）までの間「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、本意見募集に対して、延べ 17 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。
なお、取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見は適宜要約しております。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえた上で、令和 6 年●月●日、「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則」を定めましたのでお知らせいたします。

御意見をお寄せいただいた皆様に深く感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集
 において提出された御意見及びそれらに対する考え方

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	全体	「外国」のほか、国際機関（国際連合、経済開発協力機構等）についてもガイドライン等で明記して欲しい。国際機関に提供する場合、国際機関内部の個人情報保護制度でよいのか、国際機関が設置されている外国の個人情報保護制度とするのか明記していただきたい。 【個人】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。また、法の解釈等の明確化に、引き続き委員会として取り組んでまいります。
2	全体	この規則改正に伴い、現行の事務対応ガイド 114 頁中にある以下の記載等も改正されるものとするが、その時期はいつ頃を予定されているか。 ・「現時点において、規則で定められている外国はない。」（４－６－１利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供（法第 71 条第 1 項）（3）個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるもの） 【東京都庁】	「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の改正の具体的な時期については、現在 EU から日本への十分性認定の対象範囲の拡大に係る協議中でもあることから、予断をもってお答えすることは差し控えさせていただきます。
3	全体	行政機関等が委託した個人情報取扱事業者が外国の第三者に再委託する場合、委託元の行政機関等に直接的には法 71 条の規制は課されないが、委託先の個人情報取扱事業者をして外国の第三者に保有個人情報を提供させていると	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		いう意味において法７１条の規制が課されることとなると考えられるが、この場合、行政機関等では、外国の第三者に目的外提供を行う予定がない以上、法７１条の問題は生じ得ないところ、行政機関等の委託を受ける個人情報取扱事業者は、外国の第三者に提供する以上、法２８条を遵守しなければならない。 また、同事業者は、別途法６６条２項１号の「行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者」でもあるから、委託元である行政機関の長等が講じる安全管理措置を講じなければならないため、行政機関等としては、法７１条ではなく、法６６条の問題として対策が必要になるところ、法６６条に関する現行の事務対応ガイドの記載は、次のような記載にとどまっている（同条１項につき７５頁及び７７頁、同条２項につき８０頁）。このため、今回の規則改正によって、我が国の公的部門と指定外国との間でのデータ流通が円滑になることから、少なくとも国内の委託先事業者が法２８条を遵守する趣旨を、法６６条２項の解説として事務対応ガイドに盛り込むべきと考える。 ・「外的環境の把握」（保有個人情報を取り扱われる外国の特定、外国の個人情報の保護に関する制度等の把握） ・「特に、当該民間事業者が外国にある事業者の場合や当該民間事業者が国内にある事業者であっても外国に	

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		所在するサーバに保有個人情報保存される場合」 ・「なお、個人情報の取扱いが外国において行われる場合も、法第66条第2項の適用対象となる。」 【東京都庁】	
4	全体	本案を個人情報の扱いに対する規制強化と解釈するならば賛成する。 【個人】	本規則案の背景、改正の趣旨等は、意見募集時に公表した「個人情報保護法第71条等に係る委員会規則の改正について」のとおりです。
5	全体	個人情報(プライバシーの権利)は人権と同義だと考えているため個人情報を外国に漏洩等がないよう対策して欲しい。 【個人】	本意見募集は、本規則案の内容に関するものであり、御意見は、本意見募集の対象外であると考えます。
6	第15条第1項第1号及び第45条の2第1項第1号	改正後の規則案15条及び45条の2第1項において「第四章又は第五章」と記載されているが、これは、例えば、任意の特定の外国において、日本法の第四章の規定に相当する法令が未制定の場合や、制定されていたとしてもその履行が確保されていると言い難い場合等であっても、日本法の「第五章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足る状況」にさえあるならば、指定される余地があると理解して良いか。 【東京都庁】	御認識のとおり指定することは可能です。
7	第15条第1項第1号及び第45条の2第1	改正後の規則案15条及び45条の2第1項中にある「法…第五章の規定に相当する法令その他の定め」は、例	いわゆる刑事司法指令は、日EU相互認証の対象範囲拡大の協議の対象外としておりま

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	項第 1 号	えば EU であれば GDPR と同時に発効され、又は GDPR 2 条 3 項において EU 行政機関に適用されるとされた、以下の指令・規則が想定されると考えて良いか。他の指令・規則等があればご教示いただきたい。 ・ EU 刑事司法指令（刑事犯罪の予防、捜査、摘発若しくは訴追又は刑罰の執行を目的とする所管機関による個人データの取扱いに関する自然人の保護並びに当該データの自由な移動に関する、また理事会枠組み決定 2008/977/JHA を廃止する、2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の指令（EU）2016/680） ・ 規則（EC）No 45/2001（欧州共同体の機関及び組織による個人データの処理と関連する個人の保護並びにそのデータの支障のない移転に関する欧州議会及び理事会の 2000 年 12 月 18 日の規則（EC）No 45/2001） なお、現在、個人情報保護委員会事務局が公表する外国指定に係る報告書は、令和 5 年 3 月 22 日策定「個人情報の保護に関する法律第 28 条に基づく EU 及び英国の指定の見直しに関する報告書」のみであると認識しているが、欧州委員会は、英 EU 間における個人データの移転について、GDPR だけでなく EU 刑事司法指令に基づく十分性認定も行っていることからすると、GDPR と異なり、加盟	す。また、想定している「法第四章又は第五章の規定に相当する法令その他の定め」については、現在 EU と協議中でもあることから、予断をもってお答えすることは差し控えさせていただきます。なお、規則（EC）No 45/2001 は、既に廃止され、規則（EU）No 2018/1725 に改正されているものと承知しております。 報告書についても、法第 71 条に基づく外国指定と同様のタイミングで公表することを想定していますが、その具体的な時期については、現在 EU と協議中でもあることから、予断をもってお答えすることは差し控えさせていただきます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		国による国内法化を要求するＥＵ刑事司法指令を踏まえたＥＵ各国の「第五章の規定に相当する法令」も視野に入れたこれらの報告書が更新・追加等される時期はいつ頃を予定されているか。 【東京都庁】	
8	第 15 条第 1 項第 1 号 及び第 45 条の 2 第 1 項第 1 号	規則案による改正後の第 15 条第 1 項第 1 号及び同第 45 条の 2 第 1 項第 1 号における「法第四章又は第五章」との文言について、個人情報取扱事業者に係る規律である法第四章と行政機関等に係る規律である法第五章とはその体系、とりわけ（要配慮）個人情報の取得及び個人データ／保有個人情報の第三者への提供に関する規律、を異にするものであり、外国における個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度の内容も、個人情報取扱事業者に相当する者に係るものと、行政機関等に相当する者に係るものとは異なるものであるべきであるから、ある外国における個人情報取扱事業者に相当する者が法第五章による行政機関等に係るのと同様の規律に服するに過ぎないにもかかわらず当該外国を法第 28 条に基づき指定すること（又、ある外国における行政機関に相当する者が法第四章による個人情報取扱事業者に係るのと同様の規律に服するに過ぎないにもかかわらず当該外国を法第 71 条に基づき指定すること）が可能となる原案は不適切である。当該文言は、「個人情報	改正後の第 15 条第 1 項第 1 号及び同第 45 条の 2 第 1 項第 1 号は、法第 4 章又は第 5 章に相当する法令その他の定めがあること、かつ、その履行が当該外国内において確保されていることを求めるものであるが、その状況にあるか否かは、個人情報の取扱いを行う主体の性質等も考慮して判断していくべきものであることから、原案どおりとさせていただきます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		取扱事業者に相当する者に関し法第四章、又は行政機関等に相当する者に関し法第五章」といったものに改められるべきである。 【個人】	
9	第 15 条第 1 項第 2 号	[意見] 現行規則の「監督」を「監督又は監視」と替えた趣旨をパブリックコメントへの回答でご回答いただきたい。具体的な理由がないのであれば、現行規則の文言のままとしていただきたい。 [理由] 表現の修正で変更の理由が具体的にない場合、実務上の混乱を不用意に招きかねない。改正の趣旨を理解してこそ、的確な実務対応が可能となる。 【個人】	今般の改正案は、個人情報保護法の官民一元化に伴い、現行の外国指定の要件に係る文言調整のための所要の改正を行うものです。御指摘の箇所は、委員会が、個人情報取扱事業者等に対する監督権限及び行政機関等に対する監視権限を有することを踏まえて、規定の趣旨の明確化のために改正を行うものであることから、原案どおりとさせていただきます。
10	第 15 条第 1 項第 5 号	[意見] 第十五条第一項第五号 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、<u>並びに</u>我が国における新たな産業の創出と活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するとみとめられるものであること。	改正後の第 15 条第 1 項第 1 号の「法第 4 章又は第 5 章の規定に相当する」という記載にそろえたものであり、原案どおりとさせていただきます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		とすべき。 [理由] 法第四章・第五章は、個人情報保護法の一元化（令和 3 年法 37 号による改正）により民間のみならず行政についても個人情報保護委員会が監督することができる事となった為、官民一体の文言として「並びに」とした方が良いと考えたため。 【個人】	
11	第 45 条の 2 第 1 項第 4 号	新設 45 条の 2 第 1 項 4 号は、「個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な保有個人情報の移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な保有個人情報の移転を図ることが可能であると認められるものであること」と規定するが、日本国民の権利利益の保護に資するために十分な要件であるといえるか問題があると考える。 【兵庫県行政書士会】	本規定は、指定を受けることができる外国の要件の一つとして、当該外国と我が国の行政機関等の間における保有個人情報の移転が可能であること等を定めるものであり、「必要な範囲を超えて国際的な保有個人情報の移転を制限」していないと認められるか否かは、個人の権利利益の保護という観点からも十分な要件であると考えます。
12	第 45 条の 2 第 1 項第 5 号	[意見] 第四十五条の二第一項第五号 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第七十一条第一項の規定による外国として定めることが、<u>第十五条第五号の実現に資すると認められるものであること。</u> とすべき。	改正後の第 15 条と改正後の第 45 条の 2 は、それぞれ独立した規律であることから、原案どおりとさせていただきます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		[理由] 新設案は、法第十五条と同文となり、繰り返し記載するより纏めた方が、法第十五条に却って検討し直す事が出来ると考えたため。 【個人】	
13	第 45 条の 2 第 2 項	改正後の規則 4 5 条の 2 第 2 項は、貴委員会が外国指定をする際、「当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる保有個人情報の範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる」規定である。 しかし、現行の個人情報保護法上の越境規制は、官民で規律が異なっているため、かかる条件を付す際は、我が国での官民規律の別だけでなく、当該外国での官民の別も踏まえた条件設定が必要になってくると考えられる。 特に、日本法が規律の客体とする情報は、公的部門が「保有個人情報」であるのに対して、民間部門は「個人データ」である。公的部門の「保有個人情報」には、開示・訂正・利用停止請求の対象となる情報が必ず含まれるため、同意不要で提供可能となる保有個人情報の範囲を制限する余地は少ないと考えているが、もし条件を付す場合は、公的機関の性質にも照らした条件の検討をお願いしたい。	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【東京都庁】	
14	第 45 条の 2 第 3 項	日本国民の権利利益の保護に資するために、「条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは」ではなく、「確認するため」と明文化することを考える。 【兵庫県行政書士会】	「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」(平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号)において、「少なくとも 4 年ごと、及び個人情報保護委員会が必要と認めるときに」は、外国指定に関する見直しを行うこととしております。その上で、改正後の第 45 条の 2 第 3 項の規定は、この定期的な見直しの間であっても必要に応じて確認することを明記したものであることから、原案どおりとさせていただきます。
15	第 45 条の 2 第 4 項	[意見] 第四十五条の二第四項 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第一項の規定により付した条件を取り消すものとする。 とすべき。 [理由]	本規定は「第 1 項の規定による定め」を取り消すものであり、この「定め」は「条件」を指すものではないことから、原案どおりとさせていただきます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		新設案は、「第一項の規定による定めを取り消すものとする。」とあるが、第一項による条件は付すものであると考える為、「…により付した条件」と言う文言により、付された定めが付された条件であると認識しやすくなると考えたため。 【個人】	
16	その他	前回のパブリックコメント「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理に関する意見募集について（案件番号：240000111）」の「ガイドライン（参照例）があると良い」と言う意見に賛同。 今回の検討箇所ではないが、個人情報保護法はガイドラインを参照しなければ明確に判断できない事案が多くあるため、ガイドラインの改定は今後の検討材料となると思う。 【個人】	本意見募集は、本規則案の内容に関するものであり、御意見は、本意見募集の対象外であると考えます。

※御意見はとりまとめの都合により整理・要約して掲載しております。

※上記のほか、本規則案の内容とは関係がないと考えられる御意見が1件ありました。